

令和4年度第6回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和4年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員、以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-10について報告します。場所は■■支所から■■へ■■km行った■■■■地区です。3条規定による所有権の移転です。9月24日に■■農業委員同行のもと現地確認調査しました。譲り渡し人は住居が遠隔地で耕作困難なため譲りたいとのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稻を作り経営拡大したいとお話でした。ご審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。令和4年9月24日に私と■■委員それと譲り受け人の代理人で司法書士の■■さんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は■■■■線の■■■■の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接しており今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-13の案件につきまして、■■■■推進委員

		お願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-13について報告します。場所は■より■へ■mの■の東隣りにあります。9月22日に■委員と私の2人で現地調査を行いました。申請人が都合が悪いため2人で行いました。譲り渡し人は後継者が関西に住んでおり耕作が困難であります。譲り受け人はこの田んぼを作るにあたり、親戚関係であると思われる方が毎年作っておられたものであります。農業経営の拡大を図るため所有権移転をするものです。土地登記簿謄本等、公図の写しが添付されており、また現地の状況を調査して問題ないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-10の譲り受け人の耕作面積が書いてないんですが、何をされているんでしょうか。
	事務局長	譲り受け人はこれまで農地の所有をされていましたが、住民票の異動の部分が反映されてなかったということで、ここに上がっていません。耕作面積のほうか12243㎡あるということになっております。大変失礼いたしました。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-12の案件につきまして■推進委員をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-12について報告します。場所は■から■へ■kmの場所にあります。9月23日に■農業委員さんと■の■さん同行のもと現地調査しました。この場所は太陽光のソーラーパネルをする予定だったらしいんですが、中国電力が買い取りをしないということでコンテナハウスの展示場で申請が出ております。もう一か所コンテナハウスが置いてあり、その反対側になります。審議のほどよろしくをお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。5-13の案件につきまして、■農業委員をお願いします。
	■番	■地区担当の■推進委員が欠席のため■が報告します。受付番号5-13について報告します。場所は■の■より■へ行き、■より■へ■m下った場所にあり

		ます。調査日時は9月27日 推進委員と私と の さん同行のもと調査いたしました。譲り渡し人は何年も農業を行っておらず数年前に農地の田を譲り渡して耕作することは考えておられず、今現在も現況写真の通り荒れており、以前から木や竹、雑木が生え周辺へ迷惑をかけてもいけないということで、数年前に切っておられましたがまた生えております。農地パトロールでは赤判定でいつ山に返ってもおかしくない状態になっておりました。また航空写真を見ての通り隣に さんの畑が1筆あります。これはどうされますかと申請人に聞くと今回の申請が通って工事が進み次第、申請をあげたいと言っておられました。周辺の農地や民家への影響はないものと思われまますので、審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。5-14の案件につきまして、 推進委員 お願いします。
	番	担当の です。受付番号5-14の案件について報告します。場所は から 方向へ m ほどのところにあります。9月23日に 委員さんと代理人の のかたと3人で現地調査しました。譲り渡し人は何年も農業をされておらず今後も耕作をされる考えはないということで、町外に住まれております。このまま荒らすのは周辺の迷惑になるということで譲り受け人が借り受けて太陽光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない土地でその他2種農地です。周辺の農地や民家へも影響がないものと思われまます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定済みで、設計書、資金証明、土地計画利用図など必要な書類も揃っており許可の要件を満たしております。隣接した農地があるんですけどもそのかたに許可をもらうようお願いしたんですが、その人の許可を得たという報告が昨日ありました。何ら問題ないと思われまますので審議のほうよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。5-15の案件につきまして、 推進委員 お願いします。
	番	地区担当の です。受付番号5-15について報告します。場所は から へ約 km の 地区にあります。9月22日に 委員と私の2人で現地調査いたしました。申請地は譲り渡し人が平成31年に相続したものでありますが、現在会社勤務をしておりこれ以上の耕作を継続し管理することが困難で土地の有効利用をするため譲り受け人に譲渡し再生可能エネルギーの売電事業であります太陽光発電設備をするものです。農振農用地区域外であります。周りの農地に影響を及ぼすことは考えにくく、また必要書類も揃っており問題ないものと思われまます。航空写真を見てもらえれば分かるように今回申請された隣にもすでに太陽光発電の設備がありますのでこれを鑑みて問題ないものと思われ

		ます。審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■ 番	太陽光の出力が記載されていませんが。
	事務局長	失礼いたしました。こちらの記載漏れでございます。5-13が29.33kw、5-14が44.55kw、5-15につきましても同じく44.55kwでございます。
	■ 番	5-14について追加で説明させていただきます。■ 推進委員も説明の中で言われましたけども隣接する農地というのが■ の■ さんの農地でまったく同じ高さのフラットな面で一緒だったものですから、そこを太陽光で■ さんの農地だけ囲うと問題が出そうな気がして、■ さんのほうの許可も取ってくださいとお願いして、代理人のかたが推進委員さんと事務局のほうに許可を取ったよと連絡してくださったようです。目の前に家もあるんですが空き家でたまに家に帰って来られるんですがパネルの向きもずれていますので問題ないだろうと判断させていただきました。よろしく願いいたします。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■	これは県が示しているガイドラインでしょ？広島県が農地法の許認可等に対するガイドラインの設置をしておりますが、今回先ほど説明しました通り改正をするというものでございます。今後の審査等の中で影響するものもございますので時間がある時に十分お目通しいただきたいと思ひます。また申請書等につきましては改正された内容に基づいて事務局の方から申請者に対して交付してまいりますので、皆さん方のほうでチェックをしていただくことはございません。これは採決しなくてはいけないんでしょうか？
	事務局長	承認を得るといふ形になるのかなと思います。
	■	農地法の解釈や記載方法についてより分かりやすく全県の農業委員会で統一した手続きが行われるように数年前にガイドラインというものを県のほうで作っていただきました。そういうことで、うちのほうでここを変えようという訳にはいきません。今説明した内容の中で気にかかるようなことがあればご質問をいただきたいと思います。
	■ 番	3年3作の記述を削除するというところがあります。これは農地を取得

		した時今までだったら3年3作するんですよということだったんですが、では農地を取得して半年後、1年後に耕作をせずに他のものにするということが可能であると言ってるんですか？
	事務局長	3年3作という項目は色々議論があらうかと思います。農地の流動化を進めることや集約をするということが大前提であります。あくまでも農地を農地として利用するということ、ただし農水省から言われていることはこういった基準が一律にないという表現がありましたので、県によって規律があったりなかったりして不公平感があるということをご理解いただいて、あくまでも耕作をしていただく前提で農地の取得をしていただきたいと思います。
	■番	では今まで取得する時は3年は作ってくださいよと言っていたのを、言うのを控えて、でも続けて作ってくださいねという思いを込めて言うということですか？
	事務局長	その通りでございます。
	■	1回投機的に取得してすぐ転売をかけるということがあったので3作3作を広島県は強く言ってきたんですが、これは農地法へ3年3作ということが記述されているものではないんです。広島県として、農地として取得した以上は最低でも3年ぐらひは目的通り農業をしてくださいよということで3年3作が出てきたんですが、さっき言いましたように1年先、半年先に転売をかけた場合はどうなるんだという問題が出た時に、今の農地法ではだめということはいえないんだろうと思うんです。ここをどう整理するのか県を交えて研修会等の中で県内を統一するような解釈ができるように話しをしてみたいと思います。下限面積はここに出てきてる？
	事務局長	下限面積はまだガイドラインには出てきていません。
	■	下限面積は来年の4月に農地法が改正になって撤廃されるということになります。下限面積がなくなると1aでなく1㎡でも取得できるので農地の担い手への集積、集約化を進めていく中で障害になっていくと思われます。
	■番	空き家バンクに付随する農地は来年から審議しないということですか？
	事務局長	審議しなくていいです。
	■	総会資料に耕作面積を書いて出しますが、それもなくなるのかもしれませんがね。
	事務局長	そこは農業意欲とかそういった部分で記載事項が残るんじゃないかとおっております。
	■	極端から極端へ農地法が変わっているの、いいのかなと思うものがたくさんあってよく理解できないんですよ。下限面積が一番大きな問題になってきますし、再生協議会等がやっています転作も5年に1回は水張りをしてしないと補助金がでませんよという法律もすでに通っております。

	番	これは農業者でないと売買はできないということでしょうか？
		株式会社等は農地の取得はまだ規制をされております。株式会社の定款に農業という言葉が入ってくれば別なんです、通常の会社の場合は農業が主たる事業に入っていないので農地を取得するということは下限面積がなくなっても今の農地法でカバーできるのではないかと思います。
	番	誰でも農地を売り買いできないように農業者の規定が厳格化されないといけないですね。60日か70日ですか？
	事務局長	そうです。農業従事日数が決まっております。
		半農半Xを推進するために下限面積を設定していると、こういうかた達の農地の取得が困難になるために、下限面積を廃止すると言っているんです。しかし1㎡や1a買って農業でどうやって収益を上げていくんだと。農家の基準が年間60日以上農業に従事してなくてはならないよというところは変わらないと思うんですが、それを言いながら半農半Xで下限面積は関係ないとは筋が通らない気がするんですが、誰に聞いても回答が戻ってきません。だからこの法律を作った担当者しか分からないんだと思うんです。こうした法改正をして色んな問題が県から出てくると修正が加えられてくるのかもしれませんが、国会議員さん方も今こうした末端で起きている問題点というのは各県ともつきあげをしておりますので、彼らがどこまで動いてくれるかによって多少変更が加えられるのではないかと思います。とくに5年に1回水張りをするという水田活性化補助事業なんかは国会議員さんの中にはおかしいよという言い方をされているかたもおります。今年から5年になっておりますのでその間に修正が加えられれば、次の5年間に影響は及ぼさないというふうになると思うんですが。東北や北海道あたりは莫大な農地が荒れているんですね。草地が荒れ果ててしまっている状況を荒らすまいとして今の法律を次々と変えているんですが、それがここと同じ土俵の中でやれと言われるのが酷なことで今後の動きを見る以外手がないんですが。基盤強化促進法が来年の4月から改正になって中間管理事業の利用権設定がそこの中へ入ってきますが、そこでまた微調整が出てくるのかと思います。これから年末にかけて出るかもしれません。先ほども言いましたようにガイドラインは神石高原町独自でなく県が決めたガイドラインですので、これに基づいて神石高原町も農地法に関する審査、申請等しなさいよというもので、各農業委員会で承認を得るという指示がありましたので採決を取らせていただきます。
	議長	議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り承認することとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。

		午後2時45分
		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和4年11月28日
		番 委員 番 委員